

武力紛争法による武力紛争の影響からの 自然環境保護の射程

——民用物としての自然環境に対する保護の検討を中心に——

保 井 健 呉

はじめに

1. 武力紛争法による自然環境の保護
2. 民用物としての自然環境の保護の射程
3. 民用物としての自然環境の保護を補完する保護
おわりに

はじめに

武力紛争が環境に悪影響を及ぼすことは、実際の武力紛争において環境が破壊されてきた歴史からも広く認められている。同時に、環境が武力紛争の悪影響から保護されなければならないこともまた、一般的に認識されている¹⁾。

この保護の要請に対して、国際法、特に武力紛争の悪影響を局限することを目的とする法である武力紛争法による環境に特定の保護は、保護の対象となる環境の構成部分によって程度に幅があり、中でも自然環境の保護については十分であると言い難い現状がある。保護の対象としての環境について、

1) このことについて、例えばリオ宣言の第24原則は、「戦争行為は、本質的に持続可能な発展を破壊する性格を有する。したがって国は、武力紛争時における環境保護を規定する国際法を尊重し、必要に応じてその一層の発展のため協力する」と述べている（翻訳は、松井芳郎訳「環境及び発展に関するリオ宣言（リオ宣言）」松井芳郎、富岡仁、田中則夫、薬師寺公夫、坂元茂樹、高村ゆかり、西村智朗編『国際環境条約・資料集』（東信堂、2014年）を参照）。

非人工物としての自然環境から人工物である文化財、両者の重複するような領域にある生活環境や労働環境の含まれることが今日認められている²⁾。この環境の武力紛争法による保護は、人工物である文化財については、1954年の文化財保護条約やその議定書が存在することに対して、非人工物である自然環境の保護を中心とする条約は存在していない。

自然環境一般の保護については、1977年のジュネーヴ諸条約第一追加議定書が35条及び55条に保護の規定を置いている一方で、この規定は用語の定義の不明確さや適用の敷居の高さから、武力紛争一般の影響からの自然環境の保護として不十分であることが指摘されている³⁾。第一追加議定書は35条や55条の規定する自然環境の一般の保護に加えて、より特定の自然環境の要素を保護対象とする規定を設けている。しかし、これらの保護の規定は人間の生存環境の保護に重点を置くものであり、武力紛争法上の自然環境の保護は総じて人間中心的な保護に偏っていると云わざるをえない⁴⁾。そして、今日自然環境に特定の保護の規定に含まれない自然環境の保護は、もっぱら人間や人工物への適用を前提とする他の武力紛争法規則をあてはめることで確保されている。つまり、今日の武力紛争からの自然環境の一般的な保護は、戦争犠牲者の保護を目的として軍事的必要性と人道性の衡量に基づいて確立された人間中心的である保護の枠組みに基礎づけられている。

このことは、今日的な武力紛争の影響から自然環境を保護する枠組みが、人間的な尺度では捉えきれない自然環境について、十分な保護を提供できて

2) 松井芳郎『国際環境法の基本原則』（東信堂、2010年）5-8頁。他にも「景観」が環境に該当しうることも指摘されている。

3) See, M. N. Schmitt, "War and the Environment: Fault Lines in the Prescriptive Landscape," in J. E. Austin and C. E. Bruch, eds., *The Environmental Consequences of War*, (Cambridge University Press, 2000), pp.105-109, 123; M. Bothe, C. Bruch, J. Diamond and D. Jensen, "International Law Protecting the Environment during Armed Conflict: Gaps and Opportunities," *International Review of the Red Cross*, Vol.92, No.879, (2010), pp.575-576.

4) 他にも、自然環境は、特定兵器の使用規制を通しても特定の保護される。そうした例として、1976年の環境改変兵器禁止条約や特定通常兵器禁止制限条約の第3議定書における言及を挙げることができる。これらの保護は、その性質上自然環境を一般的に保護するものでも、目的にするものでもない（松井『前掲書』（注2）272-273頁参照）。

いないのではないかという疑いを生じさせる。具体的な懸念としては、自然環境の形としてある構成要素全てを包含できているのかという点、自然環境が実質として内在する機能や価値を保護できているのかという点、そして自然環境が特定の保護の対象とされるのであれば期待できた保護を欠くのではないかという点を挙げることができるだろう。さらに、武力紛争の影響から自然環境を保護する枠組みが、単一の保護対象に適用される法的枠組みをあてはめるのではなく、自然環境の保護のために適用が可能であろう全ての法的枠組みの組み合わせであるために、保護の全体像は不明確である⁵⁾。

そこで、本稿では、今日の武力紛争法による自然環境を保護する枠組みの全体像を明らかにし、その保護が十分なものであるか確かめたい。そのために、まず今日的な保護の全体像を、自然環境を武力紛争の影響から法的に保護する取り組みの史的展開と、その結果であり今日の自然環境を保護するための法的枠組みのそれぞれから概観する。その上で、自然環境一般を保護する枠組みの中心に位置づけられる⁶⁾、民用物としての自然環境保護の枠組みについて、個別的に保護の射程を確かめる。さらに、実際には民用物以外の保護の枠組みとの組み合わせで保護が行われることから、そうした補完による修正を踏まえて現在の枠組みが十分な保護を確保するものであると言えるのかを明らかにしたい⁷⁾。

5) 関連して、今日的な枠組みには多くの問題があることも指摘されており (see, Schmitt, *supra* note 3, pp.104-129)、新しい自然環境に特定の保護を定めた条約が必要なのではないかということが根強く主張されている (see, Y. Dinstein, *The Conduct of Hostilities under the Law of International Armed Conflict*, 2nd ed., (Cambridge, University Press, 2010), p.217)。他方で、新しい条約の作成が望ましくないことを指摘するものとして、(A. Roberts, "The Law of War and Environmental Damage," in J. E. Austin and C. E. Bruch, eds., *The Environmental Consequences of War*, (Cambridge University Press, 2000), pp.79-81)。

6) C. Droge and M.-L. Tougas, "The Protection of the Natural Environment in Armed Conflict – Existing Rules and Need for Further Legal Protection," *Nordic Journal of International Law*, Vol.82, No.1, (2013), p.24.

7) なお、本稿における検討は国際的武力紛争に適用される武力紛争法規則を中心としている。

1. 武力紛争法による自然環境の保護

1. 1. 武力紛争法による自然環境の保護の史的展開

自然環境は、単に武力紛争の悪影響を受けるだけではなく、それ自体が戦闘の手段・方法としても用いられてきた⁸⁾。他方で、自然環境の存在が武力紛争の遂行において認識されていたことは、今日的な戦争の被害の局限する武力紛争法の枠組みにおいて、自然環境が保護の対象として顧みられてきたことを示すわけではない⁹⁾。武力紛争の悪影響から自然環境を保護する必要性が初めて認識されたのはベトナム戦争における植生の破壊を通してである¹⁰⁾。このときの国際的な関心は、最終的に1974年の環境改変兵器禁止条約と1977年のジュネーヴ諸条約第一追加議定書の35条と55条における、「自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与えること」と自然環境への復讐の禁止として結実した。しかし、これらの成果を一つの区切りとして、戦争の自然環境への影響を局限する取り組みへの関心は、その後低潮となっ

自然環境の保護に適用される慣習武力紛争法については、国際的武力紛争に適用される規則が非国際的武力紛争にも同様に適用されることが主張される (see, J.-M. Henckaerts and L. Doswald-Beck, eds., *Customary International Humanitarian Law*, Vol.1, (Cambridge University Press, 2005), (*Customary IHL*), rules.43-45)。他方で、本稿で取り扱う一部の規範は慣習法化していないことが主張されており (特に第一追加議定書の35条3項と55条について)、また条約上も非国際的武力紛争への適用が予定されていないことから、実際上は国際的武力紛争と非国際的武力紛争で、自然環境の保護に適用される武力紛争法は等しくないと考えべきだろう。非国際的武力紛争に適用される環境を保護する規則について、(S. Sivakumaran, *The Law of Non-International Armed Conflict*, (Oxford University Press, 2012), pp.526-529) を参照。

8) 例えば、日中戦争において1938年に中国軍が日本軍の進撃を食い止めるために黄河の堤防を破壊している (see, M. N. Schmitt, "Green War: an Assessment of the Environmental Law of International Armed Conflict," *Yale Journal of International Law*, Vol.22, (1997), pp.7-8)。

9) *Ibid.*, pp.7-9.

10) *Ibid.*, pp.9-11.

た¹¹⁾。

1991年のイラクによるクウェート侵攻を契機とする1991年の湾岸戦争において、ペルシャ湾の環境が大きな損害を受けたことは国際的な注目を浴び、改めて武力紛争の影響から自然環境を保護する取り組みの必要性を再認識させた¹²⁾。例えば、1991年の安保理決議687号ではイラクに環境損害への責任があることが特に言及され、1992年にはリオ宣言の原則24において、武力紛争が持続可能な発展を損なうことが述べられている。そして、武力紛争の影響から自然環境を保護することへの関心の拡大を背景に、国連では1991年にヨルダンの提案によって「武力紛争時における環境の保護」が議論された¹³⁾。この取り組みは最終的に国連事務総長の要請¹⁴⁾に基づく赤十字国際委員会 (ICRC) の「武力紛争時における環境の保護に関する軍事教範及び訓令のための指針」として結実した¹⁵⁾。この指針は決議として採択されることこそなかったものの、1995年にはその遵守が国連加盟国に対して呼びかけられている¹⁶⁾。この一連の取り組みは、武力紛争の影響からの自然環境の保護が既存の枠組みの適用を通して確保されることを述べ、適用されうる条約規定を列挙し、また自然環境の保護に適用される法的枠組みを示した点で、今

11) 例えば、1980年から1988年にかけて戦われたイランイラク戦争では、タンカーを含む多くの船舶が攻撃にさらされたにもかかわらず、海上中立の問題が特に注目を集めたことが指摘されている (*Ibid.*, p.14)。他方で、国際社会はこの武力紛争において生じた自然環境の破壊に反応しなかったわけではない (see, S/RES/540, (1983))。

12) See, K. Hulme, “Armed Conflict, Wanton Ecological Devastation and Scorched Earth Policies: How the 1990–91 Gulf Conflict Revealed the Inadequacies of the Current Laws to Ensure Effective Protection and Preservations of the Natural Environment,” *Journal of Armed Conflict Law*, Vol.2, No.1, (1997); S. A. S. Omar, E. Biskey, R. Misak and A. A. S. O. Asem, “The Gulf War Impact on the Terrestrial Environment of Kuwait: an overview,” in J. E. Austin and C. E. Bruch, eds., *The Environmental Consequences of War*; (Cambridge University Press, 2000).

13) A/46/141, (1991).

14) See, A/47/328, (1992).

15) Annex of A/49/323, (1994), (*ICRC Guidelines, (1994)*); なお、翻訳は、松井芳郎訳「武力紛争時における環境の保護に関する軍事教範及び訓令のための指針」松井芳郎、富岡仁、田中則夫、薬師寺公夫、坂元茂樹、高村ゆかり、西村智朗編『国際環境条約・資料集』（東信堂、2014年）を参照。

16) A/RES/49/50, (1995).

目的な保護の出発点であったといえよう。この時期のもう一つの発展は武力紛争法の適用における自然環境を考慮する義務の確立であり、1994年のサンレモ・マニュアル¹⁷⁾のパラグラフ44において、戦闘の方法及び手段が「妥当な考慮」を払って用いられるべきであることが述べられている。さらに、1996年の国際司法裁判所の核兵器の使用および威嚇の合法性に関する勧告的意見判決では、1992年の総会決議47/37に言及した上で、武力紛争に適用される法の諸原則の実施に当たって環境に考慮しなければならないことが述べられた¹⁸⁾。

1990年代の取り組みを通して確立された武力紛争の影響からの自然環境の保護に関する全体的な枠組みは、その後も自然環境に法的な保護を与えることを目的とした様々な取り組みにおいて踏襲されており、2009年の国連環境計画 (UNEP) の武力紛争の最中における自然環境の保護に関する報告書¹⁹⁾や2020年の新しい ICRC の武力紛争における自然環境の保護のガイドライン²⁰⁾、そして現在も議論が進められている国際法委員会 (ILC) の「武力紛争に関連する環境の保護」の原則草案²¹⁾においても確認することができる²²⁾。

-
- 17) L. Doswald-Beck ed., *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea*, Prepared by International Lawyers and Naval Experts convened by the International Institute of Humanitarian Law, (Cambridge University Press, 1995); 訳は竹本正幸監訳、安保公人、岩本誠吾、真山全訳『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル解説書』(東信堂、1997年)。
 - 18) *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, ICJ Reports 1996*, (Nuclear Weapon Case), para.32.
 - 19) UNEP, *Protecting the Environment During Armed Conflict: An Inventory and Analysis of International Law*, (UNEP, 2009), pp.10-28.
 - 20) ICRC, *Guidelines on the Protection of the Natural Environment in Armed Conflict: Rules and Recommendations Relating to the Protection of the Natural Environment under International Humanitarian Law, with Commentary*, (ICRC, 2020), (*ICRC Guidelines (2020)*).
 - 21) *Official Records of the General Assembly, Seventy-fourth Session, Supplement no.10, (A/74/10), Chapter VI, Protection of the environment in relation to armed conflicts, (ILC Draft Principles)*, pp.247-265.
 - 22) これらは、他の自然環境の保護を主たる目的としない武力紛争法の拡充に関する国際文書に

1. 2. 今日の武力紛争法による自然環境の保護に適用される法的枠組み

今日における武力紛争の影響からの自然環境保護は、自然環境に特定のな保護ではなく、既存の武力紛争法の様々な法的枠組みを自然環境の保護にも当てはめることで確保されている²³⁾。そこで、武力紛争法による自然環境の保護の全体像を把握するために、どのような枠組みが保護を提供しているのか、以下で確認していきたい。なお、自然環境に適用可能な規則を横断的にあてはめるという武力紛争法による自然環境保護の全体的枠組みの性質上、適用される武力紛争法は様々な基準で分類することができる²⁴⁾。本稿では、武力紛争法による自然環境保護の枠組みを、主として保護の対象に基づき、(1)武力紛争法による自然環境の原則的保護、(2)民用物としての自然環境の保護、(3)財産としての自然環境の保護、(4)自然環境自体およびその一部に特定の保護、(5)特定兵器の使用規制に分類し、それぞれの内容について、関連する条約の規定を中心に概観し、その慣習法性を確認する。

(1) 武力紛争法による自然環境の原則的保護

武力紛争の悪影響を局限するため、武力紛争法は、「いかなる武力紛争に

おいても同様に見出すことができる (see, M. N. Schmitt, ed., *Tallinn Manual on the International Law Applicable to Cyber Warfare*, (Cambridge University Press, 2013), (*Tallinn Manual*), pp.231-233)。他にも、直接的に同様のことを述べている国家の武力紛争マニュアルとして、(Department of Defence, *Australian Defence Doctrine Publication 06.4 — Law of Armed Conflict*, (2006), para.5.50; Norwegian Chief of Defence, *Manual of the Law of Armed Conflict*, (2018), (*Norwegian manual*), paras.7.19, 7.38-7.41)。

23) See, R. Arnold, “The Protection of the Environment,” in R. Liivoja and T. McCormack, eds., *Routledge Handbook of the Law of Armed Conflict*, (Routledge, 2016), p.387.

24) そうした分類の一つとして、例えば、「(a)敵の財産を恣意的な破壊から保護する諸規則、(b)略奪の禁止、(c)敵対行為の最中において民用物を保護する諸規則、(d)文民たる住民の生存に不可欠な物を保護する諸規則、(e)武力紛争の最中において兵器の使用を規制する諸規則」といった分類が行われている (J.-M. Henckaerts and D. Constantin, “Protection of the Natural Environment,” in A. Clapham and P. Gaeta, eds., *The Oxford Handbook of International Law in Armed Conflict*, (Oxford University Press, 2014), pp.471-472)。

においても、紛争当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は、無制限ではない²⁵⁾ことに立脚している²⁶⁾。この基礎となる思想を背景に、武力紛争法では軍事的必要性 (military necessity) と人道性 (humanity) を衡量する仕組みとして、敵対行為を合法的な対象に限定しなければならないとする区別原則や敵対行為の巻き添えが過度であってはならないとする均衡原則といった枠組みを通して、武力紛争の悪影響の局限が図られている²⁷⁾。

区別原則のような武力紛争法の枢要な原則²⁸⁾を通じた保護の具体的な内容は以下で改めて確認するとして、国際司法裁判所は核兵器の使用および威嚇の合法性に関する勧告的意見判決において、マルテンス条項を武力紛争法の枢要な原則と関連して言及している。マルテンス条項は、1899年のハーグ陸戦条約の前文に規定されたものを初めとして、ジュネーヴ諸条約²⁹⁾や第一追加議定書など多くの武力紛争法の条約や成文化文書において繰り返し確認されてきた条項である。その内容は、第一追加議定書の1条2項の文言では、「文民及び戦闘員は、この議定書その他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸原則の支配の下に置かれる」と述べられており、他の文書でも多少の違いはあるものの、概ね同様の内容が規定されている。マルテンス条項の機能としては、条約や慣習国際法の原則や規則の解釈における指針であると同時に³⁰⁾、条約や慣習

25) 第一追加議定書35条1項、ハーグ陸戦規則22条参照。

26) See, R. Desgagné, "The Prevention of Environmental Damage in Time of Armed Conflict: Proportionality and Precautionary Measures," *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol.3, (2000), p.114.

27) See, E. Crawford and A. Pert, *International Humanitarian Law*, 2nd ed., (Cambridge University Press, 2020), pp.42-50.

28) 核兵器の使用および威嚇の合法性に関する勧告的意見判決は、こうした枢要な原則として、区別原則に加えて不必要な苦痛の禁止原則を挙げている (*Nuclear Weapon Case*, para.78)。

29) 傷病者保護条約63条4項、海上傷病者保護条約62条4項、捕虜条約142条4項、文民条約158条4項。

30) 江藤純一「マルテンス条項—百年の軌跡」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』(東信堂、2004年) 77頁。

国際法のいまだかつてない新しい状況や技術の進歩に対して、武力紛争法の諸原則や諸規則の適用を確保するものであると認識されている³¹⁾。

そして、このマルテンス条項については、1994年の武力紛争時における環境の保護に関する軍事教範及び訓令のための指針を皮切りに³²⁾、近年武力紛争の影響からの自然環境の保護においても適用されることが主張されており、UNEPの2009年の報告書³³⁾や2020年のICRCの武力紛争における自然環境の保護のガイドライン³⁴⁾、さらにILCの「武力紛争に関連する環境の保護」の原則草案においても自然環境の保護における適用が規定されている³⁵⁾。

そして、もう一つ武力紛争法による自然環境の原則的な保護を考えるにあたり背景として押さえておくべき義務として、武力紛争法の適用において自然環境を考慮しなければならない一般的義務の存在がある。これは国際司法裁判所は核兵器の使用および威嚇の合法性に関する勧告的意見判決において述べられている義務であり、「国家は軍事目標の追及における必要性と均衡性を評価するにあたって、環境に配慮しなければならない」³⁶⁾とされている³⁷⁾。

31) See, ICRC, *Commentary on the First Geneva Convention: Convention (I) for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field*, (Cambridge University Press, 2016), para.3298; C. Greenwood, “Historical developments and legal basis,” in D. Fleck, ed., *The Handbook of International Humanitarian Law*, (Oxford, Oxford University Press, 2008), pp. 33–35 他にも、マルテンス条項については国際法の一般原則として、「人道の諸原則」や「公共良心の要求」から、直接的に義務を引き出すものとして機能しうる可能性も指摘されている (*ICRC Guidelines (2020)*, p.79; 江藤「前掲論文」(注30) 78頁)。

32) *ICRC Guidelines (1994)*, para.2 (7).

33) UNEP, *supra* note 19, pp.46–47.

34) *ICRC Guidelines (2020)*, pp.79–80.

35) *ILC Draft Principles*, pp.245–250; ILCの原則草案はそのコメンタリーにおいて、マルテンス条項の「人道の諸原則」の文言について、環境の保護と人間の保護とが密接に関連していることに言及している (*ILC Draft Principle*, pp.249–250; 同様のことを述べるものとして、(M. Bothe, “The Protection of the Environment in Times of Armed Conflict: Legal Rules, Uncertainty, Deficiencies and Possible Development,” *German Yearbook of International Law*, Vol.34, (1991), p.56) も参照)。

36) *Nuclear Weapon Case*, para.30.

37) 他にも、「環境への配慮 (environmental consideration)」の義務に言及するものとして、(Department of the Navy, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*,

この義務については、1996年の勧告的意見に先立って、1994年のサンレモ・マニュアルの параграф44において、「戦闘の方法および手段は、国際法の関連規則を考慮しつつ、自然環境に妥当な考慮 (due regard) を払って用いるべきである」と規定されたことについて、今日慣習法として義務であることが述べられている³⁸⁾。この妥当な考慮を払う義務の具体的な内容としては、例えば攻撃の際の予防措置をとる義務の履行にあたって、自然環境への影響が不明確であることを予防措置をとらない理由にしてはならないこと、つまり国際環境法上の予防原則が考慮されなければならないことが述べられている³⁹⁾。ただし、この妥当な考慮を払う義務については、その性質上自然環境を保護するために具体的な措置をとるべき義務と解されるべきではなく、単に武力紛争法の適用において環境に特有の事情を考慮すべき義務に過ぎないとされる⁴⁰⁾。

(2) 民用物としての自然環境の保護

自然環境は、その非軍事的性質から民用物として敵対行為からの保護の対象となる⁴¹⁾。民用物の保護について、第一追加議定書の52条は、民用物を攻

(2017), para.8.4; *ILC Draft Principle*, pp.256-257) がある。

38) *Customary IHL*, rule.44; *ICRC Guidelines (2020)*, pp.27-28; 他にも同様のことを規定するものとして、(*Commander's Handbook Legal Bases for the Operations of Naval Force*, (2002), para.312; U. K. Ministry of Defence, *The Manual of The Law of Armed Conflict*, (Oxford University Press, 2004), (*U. K. Manual*), paras.12.24, 13.30; The Program on Humanitarian Policy and Conflict Research at Harvard University, *HPCR Manual on International Law Applicable to Air and Missile Warfare*, (Cambridge University Press, 2013), (*AMW Manual*), pp.250-251) を参照。他方で、国家実行から必ずしも義務とは言えないことを指摘するものとして (see, Y. Dinstein and A. W. Dahl, *Oslo Manual on Select Topics of the Law of Armed Conflict: Rules and Commentary*, (Springer, 2020), (*Oslo Manual*), p.133)。

39) *Customary IHL*, pp.149-150; *ICRC Guidelines (2020)*, pp.27-28.

40) See, K. Hulme, "Taking Care to Protect the Environment against Damage: a Meaningless Obligation?," *International Review of the Red Cross*, Vol.92, No.879, (2010), pp.685-686.

41) *ICRC Guidelines (2020)*, pp.17-19; W. H. von Heinegg and M. Donner, "New Developments in the Protection of the Natural Environment in Naval Armed Conflicts," *German Yearbook of International Law*, Vol.37, (1994), p.289; Bothe, et al., *supra* note 3, p.576; D. Fleck, "The Protection of the Environment in Armed Conflict: Legal Obligations in the Absence of Specific

撃してはならず、攻撃は軍事目標に限定されることを規定している。このとき、軍事目標とは、「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」と定義され⁴²⁾、民用物とは軍事目標ではない全ての「物」が該当する⁴³⁾。

また、敵対行為によって民用物には付随的損害が生じうるが、「予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷若しくはこれらの複合した事態を過度に引き起こす」⁴⁴⁾ 攻撃は、無差別攻撃として禁止される⁴⁵⁾。

関連して、これらの禁止を履行し民用物を保護するために、攻撃を計画し又は決定する者には攻撃の際の予防措置をとることが義務づけられている。具体的には、民用物への攻撃や民用物に過度の付随的損害を生じさせる攻撃を中止または停止する義務に加えて、攻撃の目標が攻撃からの保護の対象ではないか確認するための全ての実行可能な措置をとること、付随的損害を最小限にするためにすべての実行可能な予防措置をとることが義務づけられている⁴⁶⁾。これらの第一追加議定書の枠組みによる民用物の敵対行為からの保護は、今日慣習法であるとみなされている⁴⁷⁾。

(3) 財産としての自然環境の保護

自然環境は、財産として破壊や略奪からの保護の対象となる。財産の破壊からの保護について、例えばハーグ陸戦規則は23条(ト)において、「戦争ノ必要上万已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押収スルコト」こ

Rules,” *Nordic Journal of International Law*, Vol.82, No.1, (2013), p.9.

42) 第一追加議定書52条2項。

43) 第一追加議定書52条1項。

44) 第一追加議定書51条5項(b)、57条2項(a)(iii)、57条2項(b)。

45) 第一追加議定書51条5項(b)。

46) 第一追加議定書57条2項(a)、57条2項(b)。

47) *Customary IHL*, rules.7, 14, 15-21; 民用物の保護は国際的武力紛争と同様に非国際的武力紛争にも妥当するとみなされている。

とを規定している。他にも、文民条約が53条で占領地域の財産について、「個人的であると共同的であるとを問わず私人に属し、又は国その他の当局、社会的団体若しくは協同団体に属する不動産又は動産の占領軍による破壊は、その破壊が軍事行動によって絶対的に必要とされる場合を除く外、禁止する」ことを規定している。

財産の略奪からの保護についてはハーグ陸戦規則が28条で敵対行為の文脈における保護を47条で占領地域における保護を規定している。また、文民条約においても33条2項が略奪の禁止を規定している。

これらの絶対的な軍事的必要性のある場合を例外とする財産の保護についても、今日慣習法であるとみなされている⁴⁸⁾。慣習法上の財産の保護についても、関連する条約の規定と同様に、敵と占領地域の財産への適用に限定される。なお、財産としての自然環境の保護については、敵と占領地域の財産への適用の限定に加えて、財産としての性質上、所有されている物で⁴⁹⁾、土地や水、植物相や動物相が保護の対象となる一方で、所有されていない物や所有できない物として、大気やオゾン層、気候、ある種の移住性の動物といったものについて保護の対象とならない可能性が指摘されている⁵⁰⁾。

(4) 自然環境自体およびその一部に特定のな保護

自然環境自体、および自然環境を構成する要素の一部について、特定の保護の対象となる。自然環境自体を保護の対象として規定するものとして、第一追加議定書の35条3項は、「自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予測される戦闘の方法及び手段を用いることは、禁止する」ことを規定し、55条1項は、「戦闘におい

48) *Customary IHL*, rules 49–51.

49) See, J. S. Pictet, ed., *Geneva Convention Relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War: Commentary*, (International Committee of the Red Cross, 1960), p.301; Danish Ministry of Defence, *Military Manual: on International Law Relevant to Danish Armed Forces in International Operations*, (2016), (*Danish Manual*), p.410.

50) Schmitt, *supra* note 3, p.111; see also, Droge and Tougas, *supra* note 6, pp.37–38; Roberts, *supra* note 5, p.67.

ては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するために注意を払う。その保護には、自然環境に対してそのような損害を与え、それにより住民の健康又は生存を害することを目的とする又は害することが予測される戦闘の方法及び手段の使用の禁止を含む」ことを規定し、2項は、「復仇の手段として自然環境を攻撃することは、禁止する」ことを規定している。第一追加議定書上に自然環境を保護の対象とする二つの規定が置かれていることについて、35条は広範、長期的かつ深刻な損害をあたえることを目的とする、またはそのことが予見される戦闘の手段・方法を絶対的に禁止している一方で、55条は自然環境に広範、長期的かつ深刻な損害をあたえないよう「注意を払う義務」を規定するものであるとされる⁵¹⁾。これらの自然環境そのものを保護の対象とする規定は第一追加議定書の起草時において慣習法の反映ではなく⁵²⁾、その慣習法性は今日に至るも一般に認められておらず⁵³⁾、第一追加議定書の締約国に限定された義務であるとみなされている⁵⁴⁾。

自然環境の一部についてのより特定の保護としては、第一追加議定書の54条が文民たる住民の生存に不可欠な物の保護として、「食糧、食糧生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水の施設及び供給設備、かんがい設備等文民たる住民の生存に不可欠な物」について、「文民たる住民又は敵対する紛争当事者に与えないという特定の目的のため、これらの物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすること」を禁止している⁵⁵⁾。

51) 村瀬信也「武力紛争における環境保護」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）637頁、権南希「武力紛争時における環境保護に関する国際規範の形成—ENMOD、第一追加議定書における環境保護関連規定を中心に」『関西大学法学論集』61巻1号（2011年）90-92頁。なお、このとき、55条1項の第二文は第一文の義務の適用される射程の例示として位置づけられる（権「前掲論文」（注51）91-92頁）。

52) 同上、99-100頁。

53) Fleck, *supra* note 41, pp.14-15; Department of Defense, *Department of Defense Law of War Manual*, (2016), para.6.10.3.1; 権「前掲論文」（注51）100-116頁。

54) 同上、116-117頁参照。他方で、ICRCは『慣習国際人道法』において、この規定が慣習法化したとしている（*Customary IHL*, rule.45, see also *ICRC Guidelines (2020)*, rule.2）。

55) 第一追加議定書54条2項。また、自然環境は復仇の対象としてもならない（第一追加議定書

また、関連して第一追加議定書の56条は、堤防を含む危険な力を内蔵する工作物及び施設の保護を規定している。この保護は対象が軍事目標とされる場合であっても、「これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない」。また、「これらの工作物又は施設の場所又は近傍に位置する他の軍事目標は、当該他の軍事目標に対する攻撃がこれらの工作物又は施設からの危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらす場合には、攻撃の対象としてはならない」ことが規定されている⁵⁶⁾。この規定は人工的に作られたものではない堤防そのものについて自然環境である場合直接的な保護を提供すると同時に、他の物についてはその重大な影響を防止することで、間接的に自然環境を保護するものであると言える。文民たる住民の生存に不可欠な物の保護を含めて、これらの自然環境自体ではなく自然環境の一部に対するより特定の保護は、今日慣習法であるとみなされている⁵⁷⁾。

(5) 特定兵器の使用規制

自然環境は、特定の兵器の使用を規制することを通して保護される。自然環境の保護を特に規定するものとしては、1976年の環境改変技術敵対的使用禁止条約を挙げることができる。この条約は1条で、「締約国は、破壊、損害又は傷害を引き起こす手段として広範な、長期的な又は深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を他の締約国に対して行わないことを約束する」ことを規定しており、2条で環境改変技術

54条4項)。なお、54条2項で列挙された対象であっても、「専ら当該敵対する紛争当事者の軍隊の構成員の生命を維持する手段」または「生命を維持する手段でないときであっても軍事行動を直接支援する手段」として用いられている場合、保護の対象とならない（第一追加議定書54条3項）。他にも、焦土作戦の場合の例外が認められている（第一追加議定書54条5項）。

56) 第一追加議定書56条1項。例外的に攻撃される場合について、第一追加議定書56条2項を参照。

57) *Customary IHL*, rules.42, 54.

を、「自然の作用を意図的に操作することにより地球（生物相、岩石圏、水圏及び気圏を含む。）又は宇宙空間の構造、組成又は運動に変更を加える技術」と定義している。他にも、特定通常兵器使用禁止制限条約は前文で第一追加議定書35条3項の規定に言及している他、焼夷兵器の禁止又は制限に関する第3議定書の2条4項が、「森林その他の植物群落を焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、禁止する」ことを規定している⁵⁸⁾。

他にも、自然環境の保護に特に言及はしないものの、特定兵器の使用規制自体が、対象となる兵器の使用が環境に大きな悪影響を及ぼすことから、武力紛争における自然環境の保護と関連することが指摘されている⁵⁹⁾。

既存の武力紛争法規則の適用を通じた自然環境の保護は、それぞれの枠組みを個別的に見た場合、限定的である。民用物としての自然環境の保護については以下で検討するとして、武力紛争法による自然環境保護の基礎はあくまで原則的保護であり具体的な保護を規定するものではなかった。財産としての自然環境の保護は、財産の定義上保護の対象となる自然環境が限定的である⁶⁰⁾。また、財産であっても保護の対象が敵又は占領地域のものに限定されることから所属的又は地理的に限定されており、さらに財産とみなされない自然環境は保護の対象とならない。自然環境自体やその一部に特定の保護についても、自然環境自体の保護はその敷居があまりにも高く、より特定の保護は極めて人間中心的であることが指摘できるだろう。加えて、特定

58) 一方で、同議定書の同項には、「ただし、植物群落を、戦闘員若しくは他の軍事目標を覆い、隠蔽し若しくは偽装するために利用している場合又は植物群落自体が軍事目標となっている場合を除く」こともまた、規定されている。

59) 松井『前掲書』（注2）270頁。こうした条約として1907年の自動触発水雷禁止条約や1925年のジュネーヴガス議定書、特定通常兵器使用禁止制限条約の地雷・ブービートラップの使用に関する第二議定書、1972年の生物兵器禁止条約、1992年の化学兵器禁止条約、1997年の対人地雷禁止条約、2008年のクラスター弾禁止条約そして、2017年の核兵器禁止条約を挙げることができる。

60) この点について、財産としての自然環境はできる限り広い意味で捉えられるべきであることも述べられている（*ICRC Guidelines (2020)*, p.73）。

兵器の使用規制は武力紛争の影響からの自然環境の保護に資するものではあるが、規制の対象となっていない他の多くの兵器の使用から自然環境を保護するものではない。

これらと比較して、民用物としての自然環境保護は、自然環境の一部に特定の保護と比較して広範な自然環境の構成要素を保護の対象としうるものであり⁶¹⁾、また財産としての自然環境の保護と比較しても所有者や場所に基づく制限がない点でより広い保護を期待することができる。それでは、実際に民用物としての自然環境の保護を詳しく見たとき、この枠組みは単独でも武力紛争の影響から自然環境を保護するための十分な射程をもつ枠組みと言えるのだろうか。以下では、民用物とみなすことできる自然環境の範囲を確認した上で、自然環境が敵対行為の直接的又は間接的な影響からどの程度保護されるのかを検討していきたい⁶²⁾。

2. 民用物としての自然環境の保護の射程

2. 1. 民用物概念の確認

民用物としての自然環境の保護の射程を確認することに先立ち、そもそも民用物とは何を指すのか確認しておきたい。民用物の定義を初めて規定した第一追加議定書は52条1項で、「民用物とは、…軍事目標以外のすべての物をいう」と規定している。この第一追加議定書上の定義は慣習法上の民用物の定義であるともされており、ICRCによる『慣習国際人道法』の規則9が、

61) Hulme, *supra* note 40, p.678; see also, R. Wolfrum, “The Protection of the Environment in Armed Conflict,” *Israel Yearbook on Human Rights*, Vol.45, (2015), p.80.

62) なお、武力紛争の影響からの自然環境の保護については、武力紛争法に加えて国際刑事法の枠組みの下で、武力紛争の文脈における自然環境の破壊に対して個人責任の生じる場合が規定されている。国際刑事裁判所規程は8条2項(b)(iv)において、「自然環境に対する広範、長期的かつ深刻な損害であって、明らかに過度となり得るものを引き起こすことを認識しながら故意に攻撃すること」を戦争犯罪であるとしている。

同様に「民用物は軍事目標以外のすべての物」であることを規定している⁶³⁾。

これらの民用物の定義は民用物が軍事目標から消極的に決定されることを示している。つまり、ある物が民用物であるかはもっぱら軍事目標に該当するか否かによって決定され、決定においてその物の民生的な性質や価値は考慮されない。ただし、民用物が軍事目標かの判断において通常民生の目的のために供される物には民用物としての推定が働くとされており⁶⁴⁾、この点においてのみ民用物の性質は考慮されていると言えるだろう。この通常民生の目的のために供される物について、いくつかの関連する文書が例示を設けており、例えば第一追加議定書は、「礼拝所、家屋その他の住居、学校」を列挙し、イギリスの武力紛争法マニュアルでは都市や町、村落といった集合的なものまでが列挙されている⁶⁵⁾。

民用物が軍事目標でないことに基づいて決定されることに加えて、民用物はその文言上「物」でなければならない。物の性質について、第一追加議定書のコメントリーは、特に英語とフランス語の正文にあたった上で、「可視的で、有体のあるもの (something that is visible and tangible)」を指すとしている⁶⁶⁾。英語とフランス語だけでなく、それ以外の正文においても、物が物質と関連付けられ、有体であることが述べられている⁶⁷⁾。これらは、民用物が、物として有体物に限定され、無体物は民用物には含まれないことを示

63) 軍事目標について、第一追加議定書52条2項は、「…軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの…」であることを規定している。この軍事目標の定義についても同様に慣習法であるとみなされている (*Customary IHL*, rule.8)。

64) 第一追加議定書52条3項参照。

65) *U. K. Manual*, para.5.24.2; 民用物の具体的な例としては、(*Customary IHL*, p.34) も参照。

66) Y. Sandoz, et al., eds., *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949*, (Nijhoff, 1987), (*API Commentary*), paras.2007-2008.

67) A. Jachec-Neale, *The Concept of Military Objectives in International Law and Targeting Practice*, (Routledge, 2016), p.36.

している⁶⁸⁾。

2. 2. 民用物としての自然環境

民用物は、軍事目標の定義から消極的に決定される。武力紛争法上の民用物の定義は民用物が、「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」ではないこと以外にどのような性質を有するものであるか、ほとんど明らかにしていない。民用物と自然環境の概念が一致しないことの指摘されている中で⁶⁹⁾、民用物としての自然環境とは何を指すのだろうか。

自然環境の語は、武力紛争法の文脈においては第一追加議定書において初めて述べられた用語である⁷⁰⁾。この第一追加議定書上の自然環境について、55条のコメンタリーは自然環境の概念が人間の居住する生物環境を包含するよう最も広い意味で理解されるべきであると述べた上で、この自然環境は第一追加議定書54条の規定するような、食糧、食糧生産のための農業地域、作物、家畜、飲料水といった人間の生存に直結する物に限定して捉えられるべきではなく、1980年のCCWで述べられたような、植物相や動物相その他の生物的、気候的要素もまた含まれるものであるとしている⁷¹⁾。これらは、武力紛争の影響からの自然環境の保護の文脈において、自然環境がありうるも

68) See, Heinegg and Donner, *supra* note 41, p.289; 第一追加議定書の定義に従うものとして、タリン・マニュアルをあげることができる (see, *Tallinn Manual*, pp.126-127; 中谷和弘、河野桂子、黒崎将弘『サイバー攻撃の国際法—タリンマニュアル2.0の解説—』(信山社、2018年) 112頁)。

69) Heinegg and Donner, *supra* note 41, p.289.

70) 第一追加議定書の起草過程において自然環境が規定されるにいたる議論については、(権「前掲論文」(注51) 88-90頁)を参照。もっとも、第一追加議定書は自然環境を定義するにはいたらなかった。

71) *API Commentary*, para.2126; また、コメンタリーは、「環境改変技術」とは、自然の作用を意図的に操作することにより地球(生物相、岩石圏、水圏及び気圏を含む)又は宇宙空間の構造、組成又は運動に変更を加える技術をいう」ことを規定する環境改変技術敵対的使用禁止条約の2条にも言及している (*API Commentary*, para.2127)。

つとも広い意味で捉えられるべきことを示している⁷²⁾。

こうした第一追加議定書における自然環境の定義に関する議論や他の国際環境法上の言及などを背景に、全ての非人工物が自然環境とみなされるべきであることが主張されており、「大気や海洋、その他の形態の水、土壌、岩石、植物や動物」が含まれるとされる⁷³⁾。さらに、自然環境とは、先に述べられた実体的な構成要素に加えて、その性質から自然環境の構成要素間の相互作用といった内在的な機能や価値についても含まれるものであると言えるだろう⁷⁴⁾。

それでは、この自然環境はどの程度の範囲で民用物とみなされるのであろうか。自然環境が一般的に民用物としての性格を有することは広く認識されており、その上で軍事目標となった自然環境は民用物としては保護の対象にならない⁷⁵⁾。他にも、民用物の物としての性質上、民用物とすることのできる自然環境は有体物に限定される。したがって、民用物としての自然環境には、自然環境の実体的な構成要素である、「土地、空気、植物相、動物相、大気、公海など」は全てが含まれうる⁷⁶⁾。この点について、空気やオゾン層については有体物に含まれないことも指摘されているが⁷⁷⁾、有体物について

72) *ICRC Guidelines (2020)*, p.16; 他にも、自然環境の定義に言及する国際文書として、(*AMW Manual*, pp.247-248) を参照。

73) Henckaerts and Constantin, *supra* note 24, p.471; see also, Wolfrum, *supra* note 61, pp.75-76.

74) See, *ICRC Guidelines (2020)*, pp.15-16; Heinegg and Donner, *supra* note 41, p.289; 他にも、環境が構成要素間の相互作用で成り立っていることが指摘されている(高村ゆかり「予防原則・予防的アプローチ」西井正弘、鶴田順編『国際環境法講義』(有信堂、2020年) 28頁)。また、関連して、生物の多様性に関する条約は前文で、「生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値」に言及している。

75) 自然環境が軍事目標となる場合について、(Droge and Tougas, *supra* note 6, pp.27-28; Bothe, et al., *supra* note 3, pp.576-577; Fleck, *supra* note 41, p.10; Dinstein, *supra* note 5, pp.204-205) を参照。

76) Schmitt, *supra* note 3, p.97; なお、この点について、人間の生存と直接的に関連する部分のみが民用物としての自然環境に該当することが一部で主張されている (see, *ICRC Guidelines (2020)*, p.18)。

77) Droge and Tougas, *supra* note 6, p.26; M. N. Schmitt, “Humanitarian Law and the Environment,” *Denver Journal of International Law and Policy*, Vol.28, No.3, (2000), p.283.

は認知可能な実在するものとして、固体だけでなく気体や流体も当然に含まれると考えられることから、そうした主張は妥当ではないと言えるだろう。他方で、自然環境の実体ある構成要素間の相互作用によって生じる機能や価値については、概念として無体物であることから有体物を指す民用物としての保護の対象にはならないと言わざるをえないだろう⁷⁸⁾。

加えて、民用物としての自然環境については、自然環境の相互作用性から、全体として一つの民用物であるか、構成要素のそれぞれが民用物であるかが明らかではない。この点について、民用物であることの決定に多大な影響をもつ軍事目標が、特定の必要性から総体又は集合物として把握されることはなく⁷⁹⁾、個別的に把握されなければならないことを指摘する必要があるだろう。他方で、民用物の場合には保護の対象として必ずしも個別的に把握される必要はない⁸⁰⁾。これは、民用物としての自然環境が、全体的なものとしても把握されうることを意味している。自然環境が全体として民用物であることは、自然環境の一部が軍事目標性を帯びた場合に全体を軍事目標に転換させる恐れを生じさせるが、問題となる部分を軍事目標として特定し、「切り離す」ことで、残りの自然環境は民用物としての保護を享受し続けることができる⁸¹⁾。武力紛争法上の物については、権利の客体ではなく保護の対象として、集合物であると同時に個別の物であることに特段の問題を生じさせない⁸²⁾。つまり、民用物としての自然環境は、そのどちらの形態におい

78) この点については、例えば、サイバー戦の文脈において、「データ」は無体物であり民用物としては保護されず、他方でサイバー空間を物理的に構成するコンピュータやコンピュータ・ネットワーク、サイバー・インフラは有体物であり、民用物として保護の対象になる (see, *Tallinn Manual*, pp.126-127; 中谷ほか『前掲書』(注68) 112-113頁)。

79) この点と関連して、第一追加議定書が無差別攻撃の類型として、目標区域爆撃を挙げている (第一追加議定書51条5項(a))。

80) 例えば、民用物の例示として都市や村落が挙げられている (see, *Customary IHL*, p.34, *U. K. Manual*, para.5.24.2)。こうした集合体である民用物を構成する建造物が軍事目標となった場合、集合体全体が軍事目標へと転換するのではなく、軍事目標性を有する問題の建造物のみが軍事目標として特定され、集合体の残りの部分は引き続き民用物としての保護を享有する。

81) See also, *Oslo Manual*, pp.136-137.

82) 例えば、民法の文脈においては一物一権主義の下で、原則として個々の物それぞれに一つの物権が認められるが、それらの集合物に物権は認められない (田中整爾「§ 85-89 (物)」林

でも存在しうる⁸³⁾。

2. 3. 民用物としての自然環境の敵対行為からの直接的な保護

民用物としての自然環境は、攻撃の対象としてはならない⁸⁴⁾。他方で、軍事目標である自然環境について、民用物としては保護の対象にならず、直接的に敵対行為の対象となる。この軍事目標であることの決定において、自然環境の内在する機能や価値が考慮されることはなく、もっぱら物として、「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」⁸⁵⁾であるかに基づいて決定は行われる。このことは、民用物としての自然環境の敵対行為からの直接的な保護においては、そもそも自然環境の内在する機能や価値が民用物であるかが重要ではないことを示している。

なお、民用物としての自然環境の直接の敵対行為からの保護については、例えば立木一本への攻撃のような一定程度以下の規模の攻撃について、区別原則に基づく直接的な攻撃からの保護の対象とならないことが指摘されている⁸⁶⁾。この点について、2020年のICRCのガイドラインは、軍事目標ではなく破壊することに軍事的必要性のない自然環境の一部に対して射撃するような一般的な慣行があるとしている。こうした慣行の例として、射撃諸元を算

良平、前田達明編『新版注釈民法(2)総則(2)法人・物 § § 33～89』(有斐閣、1991年) 582-584頁、佐久間毅『民法の基礎(2)物権』(有斐閣、2010年) 12-14頁、淡路剛久、鎌田薫、原田純考、生熊長幸『民法Ⅱ—物権』(第四版補訂) (有斐閣、2019年) 8-10頁参照。

83) もっとも、民用物としての自然環境の性質について、実際には個別的な把握が支配的であるとされる (*ICRC Guidelines (2020)*, p.17)。実際、いくつかの成文化文書でもそうした言い回しを確認することができる。例えば、ICRCの2020年のガイドラインは規則5において、「自然環境のいかなる部分も、それが軍事目標ではない限り攻撃されない」と規定している。他にも、オスロマニュアルが規則142において、「民用物とされる自然環境のいかなる部分の意図的な破壊であっても、絶対的な軍事的必要性の求めない限り禁止される」ことを規定している (*Oslo Manual*, p.136)。

84) 第一追加議定書52条1項参照。

85) 第一追加議定書52条2項。

86) *Oslo Manual*, p.136。

出すための射撃や航空機の安全な帰投のための弾薬の投棄が挙げられており、こうした行為についてガイドラインは「攻撃」の定義に含まれないことから合法であるとしている⁸⁷⁾。

2. 4. 民用物としての自然環境の敵対行為による間接的な影響からの保護

民用物としての自然環境は、物が軍事目標でない場合に敵対行為から直接的に保護されることに加えて、攻撃の間接的な影響からも、均衡原則の適用を通して保護される。具体的には、敵対行為によって巻き添えとして民用物に生じる付随的損害が、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において過度であることが予測される敵対行為が禁止されている。

均衡原則の適用において、均衡性の評価は「予期される具体的かつ直接的な軍事的利益」と「民用物に生じる付随的損害」との衡量を通して行われる。このとき、軍事的利益については具体的かつ直接的であるという限定があることに対して、付随的損害には限定がないため敵対行為から生じる長期的・波及的な付随的損害についても評価の対象となる⁸⁸⁾。また、付随的損害は民用物に生じるものが評価の対象となることから、民用物概念に含まれない自然環境の部分については考慮されないと考えるべきだろう⁸⁹⁾。

均衡原則を通じた民用物の保護については、そもそも軍事的利益や付随的損害の価値や損害の過度性の評価が困難であるという問題のあることが指摘

87) *ICRC Guidelines (2020)*, p.49; ガイドラインはまた、これらの行為が攻撃に至る場合であっても自然環境に生じる被害が小さいことから、生じる被害を最小限にするよう努められ、合法的な目的の下で行われる限りにおいて合法であるとしている (*ICRC Guidelines (2020)*, p.49)。

88) See, L. Gisel, *The Principle of Proportionality in the Rules Governing the Conduct of Hostilities under International Humanitarian Law*, (ICRC, 2018), pp.44-45; もっとも、実際的には攻撃の計画者や決定者が決断する段階で利用可能な情報に基づく、予見可能な範囲の長期的・波及的なものも含む付随的損害が均衡性評価の対象となる。

89) 他方で、損害を受けた実体のある自然環境自体が内在する価値やその自然環境が相互作用において果たしていた役割で損なわれた部分などは考慮されるとも考えられることから、自然環境の内在する機能や価値についても間接的に保護の対象であると言えるだろう。

されている⁹⁰⁾。こうした、均衡原則の適用における問題は民用物としての自然環境への均衡原則の適用において、より深刻なものとなる⁹¹⁾。特に民用物としての自然環境への均衡原則の適用においては、自然環境に生じた付随的損害の程度の算出が困難であることに加えて⁹²⁾、自然環境に生じた付随的損害の評価において付随的損害をどのように重みづけるか決定することが困難であることといった問題が指摘されている⁹³⁾。

自然環境に生じた付随的損害の程度の算出が困難であることについては、損害の算出のためには被害の程度だけでなく、被害を受ける前の状態が明らかである必要があることや攻撃に先立つ被害の予測において、特に長期的・波及的な損害を予測することが難しいこともまた指摘されている⁹⁴⁾。もっとも、これらの困難は法的な枠組みの問題というよりも技術的な問題と言えるだろう。

自然環境に生じた付随的損害の評価の重みづけの問題については、その評価軸として、第一に攻撃の時点における周囲の状況に基づく文脈的評価、第二にそれぞれの紛争当事者が有する文化的背景に基づく評価、第三に人間中心的な評価を行うか自然環境に内在する価値の観点という概念的な評価、第四に自然環境に対する知識が時代ごとに拡充されていくことによる時間的な評価の四つの評価軸が存在しうることが指摘されている⁹⁵⁾。これらの評価軸においては相互に相反する評価がなされうることに加え、評価主体によっても衡量における評価の変わりうることが、自然環境への均衡原則の適用を通

90) See, Schmitt, *supra* note 3, p.103-104; Gisel, *supra* note 88, pp.8-9; 他にも、均衡原則の限界として、あくまで攻撃の計画・決定の段階で指揮官に利用可能な情報にのみ基づくことをあげることができる (see, *Customary IHL*, p.50)。

91) See, Henckaerts and Constantin, *supra* note 24, p.475; Bothe, et al., *supra* note 3, pp.577-578.

92) Desgagné, *supra* note 26, p.117.

93) See also, Droge and Tougas, *supra* note 6, pp.30-33; 松井『前掲書』(注2) 272頁。

94) Schmitt, *supra* note 3, pp.121-123; 権『前掲論文』(注51) 119頁、武力紛争の影響によって自然環境に生じる長期的な影響について、(A. K. Biswas, "Scientific Assessment of the Long-Term Environmental Consequences of war," in J. E. Austin and C. E. Bruch, eds., *The Environmental Consequences of War*, (Cambridge University Press, 2000)) を参照。

95) Schmitt, *supra* note 3, pp.114-121.

した保護に困難を生じさせている。さらに、このことは、単に評価が複雑で困難であるというだけでなく、恣意的な評価軸の設定を通して、均衡性の評価において民用物である自然環境に生じた付随的損害が不当に低く評価される恐れを生じさせている。

2. 5. 予防措置をとる義務の適用と軍事行動と敵対行為

民用物としての自然環境は、これらの直接的な敵対行為からの保護、敵対行為による間接的な影響からの保護に加えて、敵対行為を計画し、行う者に課される予防措置をとる義務によっても保護される。攻撃の際の予防措置をとる義務として、攻撃を計画または決定する者は軍事目標と民用物を識別し、区別するための全ての実行可能なことを行わなければならない、また攻撃が直接的に禁止される攻撃であると判明した場合、直ちに攻撃を停止または中止しなければならないことが義務づけられている。

加えて、攻撃の際の予防措置をとる義務は、攻撃を計画または決定する者に対して、攻撃による付随的損害を最小限にするために、すべての実行可能な予防措置をとることを義務づけている点で、敵対行為からの直接的・間接的な保護だけでなく、さらなる追加的な保護を規定していると言えるだろう⁹⁶⁾。

以上で確認してきたように、武力紛争の影響からの民用物としての自然環境の保護の枠組みが、敵対行為の影響からの保護を中心とするものであることは否めない。武力紛争において、自然環境に影響を与えうる紛争当事者の行動が敵対行為に限定されないことから、この点は民用物としての自然環境の保護の限界とも言えるだろう。もっとも、この点については予防措置をとる義務が攻撃の場合だけでなく、軍事行動 (military operations) の際にも適用されることが、『慣習国際人道法』の規則15において述べられている。

96) 予防措置をとる義務の適用を通じた保護の確保については、(Droge and Tougas, *supra* note 6, pp.33-35; Hulme, *supra* note 40, pp.684-690) も参照。

これは、攻撃のような敵対行為以外の機動 (maneuver) といった軍隊の行為についても、自然環境を含む民用物への損害を最小限にし、軍事行動に伴う損害が予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において付随的損害が過度である場合に、軍事行動が中止されなければならないことを義務付けるものである。予防措置をとる義務の軍事行動への適用は、区別原則の適用を通じた保護における、最小限の保護の敷居を補完しうるだけでなく、武力紛争の影響からの自然環境のより一般的な保護を提供するものであると言えるだろう⁹⁷⁾。

3. 民用物としての自然環境の保護を補完する保護

武力紛争の影響から自然環境を保護するにあたり、民用物としての自然環境の枠組みにのみ依拠する保護には限界がある。他方で、武力紛争の影響からの自然環境の保護は、実際には複数の枠組みが組み合わされたものであり、民用物としての自然環境の保護に他の適用可能な枠組みの適用を通じた補完を期待することができる。例えば、先に指摘したように、民用物としての自然環境の保護は、その枠組みの性質上敵対行為からの保護を中心としている。しかし、財産としての自然環境の保護が、武力紛争の文脈で行われるより広範な行為を対象に適用されることから⁹⁸⁾、敵対行為以外の場合における保護はある程度確保されうる。それでは、他にどのような枠組みが民用物としての自然環境の保護を補完するのだろうか。そして、それらが組み合わされた

97) 敵対行為だけでなく、軍事行動の際にも予防措置をとる義務が適用されることを規定する国家の武力紛争法マニュアルとして、(*Law of Armed Conflict: at the Operational and Tactical Levels*, (2001), para.711.3; *Danish Manual*, pp.193-195; *Norwegian manual*, para.7.41)。他にも、武力紛争の文脈に限定されない軍事行動における環境を保護する取り組みとして、(J. P. Quinn, R. T. Evans and M. J. Boock, “United States Navy Development of Operational-Environmental Doctrine,” in J. E. Austin and C. E. Bruch, eds., *The Environmental Consequences of War*; (Cambridge University Press, 2000); Droge and Tougas, *supra* note 6, p.30) も参照。

98) *Ostlo Manual*, pp.93-94.

実際的な保護は、武力紛争の影響から自然環境を保護するにあたって、他の武力紛争法の保護対象が享有する保護に劣らない十分な保護の枠組みを提供するものであると言えるのだろうか。

(1) 自然環境の内在する機能・価値の保護の補完

民用物としての自然環境にあてはまらないことから保護の対象とならない自然環境の内在する機能や価値は、武力紛争において自然環境を考慮しなければならない義務の適用を通して補完的に保護される。この義務は、単に敵対行為に対する区別原則や均衡原則の適用において、自然環境の実体的な構成要素を保護の対象とするよう求めるだけの義務と解されるべきではない。

この義務については、例えば攻撃の際の予防措置をとる義務の履行にあたり、自然環境への影響が不明確であることを予防措置をとらない理由にしてはならないこと、つまり国際環境法上の予防原則的な考慮がなされなければならないことが述べられている。さらに、この均衡原則の適用における均衡性の評価において、自然環境については他の文民や民用物に対して求められる敵対行為を計画・決定する者がその時点で入手可能な情報に基づいて予見可能な付随的損害という限界を超え、自然環境の性質に基づいた追加的な配慮が求められている。従って、武力紛争において自然環境を考慮しなければならない義務とは、既存の武力紛争法の枠組みを自然環境の保護に対して適用する際に、自然環境に特有の性質をも考慮するよう求める義務であるとも解されなければならない。

このことから、民用物としての自然環境の均衡原則の適用を通じた敵対行為からの間接的な保護において、民用物である自然環境だけでなく自然環境の内在する機能や価値についても均衡性の評価対象に含められなければならないことが言える。他にも、例えば予防措置をとる義務の下で、複数の軍事目標を選択可能な場合に、民用物への危険が最小の目標が選択されなければならないが⁹⁹⁾、このときにも民用物としての自然環境については自然環境の

99) 第一追加議定書57条3項。

内在する機能や価値を評価した上で、もたらされる危険が最小である目標が選択されなければならない¹⁰⁰⁾。

これらを背景に、近年では、いくつかの国際文書や国の武力紛争法マニュアルにおいて、付随的損害の定義に民用物と自然環境を併記するものが現れている¹⁰¹⁾。これらは、自然環境とその内在する機能や価値が、自然環境に特定の保護の枠組みを超えて、武力紛争法の中心的な保護対象の一つとしてますます認識されるようになってきていることを示している。

(2) 軍事目標としての性質を有する自然環境の保護

民用物としての自然環境の保護において、自然環境の一部が軍事目標としての性質を有する場合、その部分の保護は失われる。自然環境自体又は自然環境の一部に特定の保護は、こうした自然環境が軍事目標としての性質を有する場合において自然環境に補完的な保護をもたらす。例えば、文民たる住民の生存に不可欠な物について、敵対する紛争当事者に利用されている場合であっても、「(a)専ら当該敵対する紛争当事者の軍隊の構成員の生命を維持する手段、(b)生命を維持する手段でないときであっても軍事行動を直接支援する手段」を除いて、保護対象を利用させないために敵対行為を取ることが禁止されており、さらに保護対象については敵対行為をとった結果として、「文民たる住民を飢餓の状態に置き又はその移動を余儀なくさせることが予測」される場合にも敵対行為をとることが禁止されている¹⁰²⁾。他にも、危険な力を内蔵する工作物及び施設について、ダムや堤防については、「これ

100) こうした、自然環境についてその内在する機能や価値が評価されなければならないことは、民用物としての自然環境の保護では最小限の敷居の下で保護の対象とならない部分についても適用される。このとき、破壊することで損なわれる自然環境の機能や価値が最小となるように紛争当事者は努めなければならない。

101) 例えば、サンレモ・マニュアルは付随的損害を規定するパラグラフ13(c)において、「…自然環境もしくはそれ自体軍事目標ではない物に対する損傷または破壊をいう」と規定している。他にも、(U. K. *Manual*, para.13.5; New Zealand Defence Force, *DM 69 Manual of Armed Forces Law*, 2nd ed., Vol.4, (2017), paras.8.2.4, 8.6.1) を参照。

102) 第一追加議定書54条参照。

らが通常の機能以外の機能のために、かつ、軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために利用されており、これらに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合」、原子力発電所の場合は、「これが軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために電力を供給しており、これに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合」にのみ攻撃することが認められている¹⁰³⁾。

さらに、自然環境自体については、第一追加議定書の35条3項が、「自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予測される戦闘の方法及び手段を用いること」の禁止を規定している。これは、自然環境が軍事目標である場合でも、広範、長期的かつ深刻な損害が生じる場合に当該目標への攻撃の禁止を義務付けるものであり、非常に高い敷居を設けた上ではあるものの¹⁰⁴⁾、武力紛争の影響からの自然環境の絶対的な保護を定めている¹⁰⁵⁾。自然環境の一部に特定の保護と合わせて、これらは対象が軍事目標である場合であっても、一定の敷居の下で敵対行為の対象とすることを禁止するもので、軍事目標であれば攻撃される民用物としての自然環境の保護の枠組みを補完するものである¹⁰⁶⁾。

103) 第一追加議定書56条2項参照。また、関連して、保護の対象である「工作物又は施設の場合又は近傍に位置する他の軍事目標については、これらが軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために利用されており、これらに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合」にのみ攻撃することが認められている。

104) See, Bothe, et al, *supra* note 3, pp.575-576; なお、この点については人権の分野にみられる発展的解釈が、環境の問題にもあてはまることから、より低い敷居として読まれるべきことが指摘されている (Desgagné, *supra* note 26, pp.112-113)。

105) See, Bothe, *supra* note 35, p.56; Desgagné, *supra* note 26, p.111; Droge and Tougas, *supra* note 6, pp.27, 29; *ILC Draft Principle*, p.252; 藤田久一『新版 国際人道法』(再増補)(有信堂、2003年) 109頁。

106) これらの補完的保護はまた、民用物と自然環境がそれぞれ別の概念として捉えられていることを示している。軍事目標としての要件を満たす物が民用物ではなくなることに對して、自然環境は軍事目標としての要件を満たした場合であっても、引き続き自然環境として、自然環境に特定の保護を享有する。

おわりに

それでは、以上の検討から今日の武力紛争の影響から自然環境を保護する法的枠組みは、保護の枠組みとして武力紛争の影響から自然環境を十分に保護するものであったと結論づけることができるのだろうか。非人工物としての自然環境の実体的な構成要素の全てが保護されるのかという点では、民用物の概念がそれら全てを包含しうるほど柔軟であることが改めて確認された。他方で、自然環境の内在する機能や価値は無体物として位置づけられるために民用物としては保護の対象にならない点で、民用物としての自然環境の保護には限界があったといえるだろう。しかし、武力紛争の遂行に当たって自然環境を考慮しなければならない義務の存在は、民用物としての保護にある間隙を補完しており、実際には自然環境の内在する機能や価値も実体ある自然環境と同様に均衡性を衡量する際に考慮されなければならない。

そして、これらが組み合わせられた武力紛争法による自然環境の保護の実際は、自然環境が民用物として保護されることで一般的な武力紛争法の保護対象と遜色のない保護の下にあるだけでなく、自然環境の一部には一般の民用物よりも強化された保護が適用されていることを示すものである。この強化された保護によって軍事的必要性は修正され、自然環境が軍事目標である場合であっても、一定の敷居までは引き続き攻撃からの保護を享受しつづけることとなる。そして、慣習法性に疑いのあることから第一追加議定書の締約国に限定されるが、自然環境自体についても、広範、長期的かつ深刻な損害を受ける場合というきわめて高い敷居ながらも、自然環境が軍事目標である場合であっても絶対的な保護の対象となることは特筆されるべきであろう¹⁰⁷⁾。

107) このことは自然環境が他の特定の保護の対象と比較したとき、軍事的必要性によっても消滅しない保護を有している点でより強く保護されているとも言えることを示している。例えば文化財については、1954年の武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の4条1項は、「締約国は、自国及び他の締約国の領域内に所在する文化財、その隣接する周囲並びに当該文化財

他方で、今日の武力紛争の影響から自然環境を保護する法的枠組みが十分な保護の基礎を提供しているという本稿の結論は、現在の保護の枠組みが武力紛争の悪影響から自然環境を保護するという目的を十分に達成できていることまでを意味するものではない。ここまで確認してきたことから明らかなように、現在の保護の法的枠組みには多くの不確実性があり、それらは解消されなければならない。そのためには例えば、軍事行動の際に自然環境を保護するため具体的にどのような手順が取られるべきか整備される必要があることが指摘されている¹⁰⁸⁾。他にも、非国際的武力紛争における環境の保護と場所本位の保護について、新しい法的枠組みを現在の枠組みに追加することで武力紛争における自然環境の保護が充実する可能性が指摘されている¹⁰⁹⁾。

そして、法的な保護の拡充だけでなく、武力紛争が環境に与える影響に関する十分な認識や知識を充実させる必要性もまた指摘されている¹¹⁰⁾。武力紛争が環境に与える影響に関する知識や認識の向上によって武力紛争における自然環境の保護も拡充されることはILCの原則草案においても指摘されており¹¹¹⁾、両者は密接に結びついている¹¹²⁾。

の保護のために使用されている設備を武力紛争の際に当該文化財を破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のために利用することを差し控えること並びに当該文化財に対する敵対行為を差し控えることにより、当該文化財を尊重することを約束する」ことを規定する一方で、4条2項において、「1に定める尊重する義務は、軍事上の必要に基づき当該義務の免除が絶対的に要請される場合に限り、免除され得る」ことを規定している。他にも、軍の医療組織以外の医療組織について、第一追加議定書は12条で、「…常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これを攻撃の対象としてはならない」ことを規定しているが、13条が、「…保護は、当該軍の医療組織以外の医療組織がその人道的任務から逸脱して敵に有害な行為を行うために使用される場合を除くほか、消滅しない。ただし、この保護は、適当な場合にはいつでも合理的な期限を定める警告が発せられ、かつ、その警告が無視された後においてのみ、消滅させることができる」ことを規定している。

108) See, Henckaerts and Constantin, *supra* note 24, pp.485-486.

109) See, *ibid.*, pp.486-487; 関連して、武力紛争の影響から特定のな場所を保護することなどについて、紛争当事者間で合意を結ぶことが推奨されている (see, *ICRC Guidelines (2020)*, pp.81-83; *ILC Draft Principle*, p.260)。

110) Schmitt, *supra* note 3, p.134.

111) *ILC Draft Principle*, p.257.

112) See, Dinstein, *supra* note 5, p.198; Droge and Tougas, *supra* note 6, p.32.